

熊本県合併市町村支援アドバイザー派遣要項

(目的)

第1条 人口減少時代における地方創生の取組として、合併市町村の新しいまちづくりや課題解決等を支援するため、平成14年7月に策定・公表した「熊本縣市町村合併支援プラン」及び平成18年9月に策定・公表した「熊本県新市町村合併支援プラン」に基づき、熊本県合併市町村支援アドバイザー派遣事業を行うものとする。

(派遣対象団体)

第2条 合併市町村支援アドバイザーの派遣対象団体は、熊本県内において平成15年3月31日以後に合併した市町村とする。

(任務)

第3条 合併市町村支援アドバイザーは、派遣対象団体の依頼に基づき、次の各号に掲げる項目について、具体的な方策に関する助言又は情報の提供等を行うものとする。

- (1) 合併市町村の新しいまちづくり又は合併に伴う課題の解決に関すること
- (2) 合併市町村の行政体制の整備に関すること
- (3) 合併を契機とした政策の重点化に関すること
- (4) その他熊本県総務部市町村・税務局市町村課長（以下「市町村課長」という。）が特に必要と認めるもの

(依頼)

第4条 合併市町村支援アドバイザーの派遣を希望する派遣対象団体は、合併市町村支援アドバイザー派遣申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、市町村課長に提出するものとする。

(選任)

第5条 市町村課長は、派遣対象団体から合併市町村支援アドバイザーの派遣の依頼があったときは、その依頼内容を検討し、必要と認めるときは、別に定める各部局のアドバイザー派遣制度に基づくアドバイザー又は専門的知識を有する職員のうち、最も適した知識と経験を有する者から、合併市町村支援アドバイザーを選任し、派遣するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村課長は、派遣対象団体からの要望に基づき、特に必要と認める者を合併市町村支援アドバイザーとして選任し、派遣することができるものとする。

(報告)

第6条 合併市町村支援アドバイザーの派遣を受けた派遣対象団体は、事業が完了した日から10日以内に合併市町村支援アドバイザー派遣事業実施報告書（様式第2号）を市町村課長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成15年9月30日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年5月 9日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月 8日から施行する。